


## 2024(令和6)年1月1日、行政区が7区から3区に変わります！

- ◆天竜区以外の住所の区名が変わります(郵便番号・町字名・番地は変わりません)
- ◆区名の変更による住所変更手続きは、ほとんどの場合必要ありません

2023(令和5)年12月31日まで			2024(令和6)年1月1日から		
(市名)	(区名)	(町字名・番地)	(市名)	(区名)	(町字名・番地)
浜松市	中 区	〇〇 〇〇番地	浜松市	中央区	〇〇 〇〇番地
	東 区				
	西 区				
	南 区				
	北 区(三方原地区※)	〇〇 〇〇番地		浜名区	〇〇 〇〇番地
	北 区(三方原地区※以外)				
	浜北区				
天竜区	〇〇 〇〇番地	天竜区	〇〇 〇〇番地		

※三方原地区(初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町)

### ◆行政区の再編について、広報はままつでお知らせしています

掲載号	掲載内容		詳細は広報はままつで確認 できます。バックナンバー は、市ホームページでも見 ることができます。 
4月号	区割り、区名、サービス提供拠点など再編の概要		
5月号	住所変更手続き	戸籍、自動車運転免許証などに関すること	
6月号	(ほとんどの場合不要)	マイナンバーカードに関すること	

[市HP](#)▶[広報はままつ](#)

### ◆市ホームページでは、再編前後の町字名対応表や再編に関する動画、Q&Aなども掲載しています

[市HP](#)▶[区再編](#)

問い合わせ先:区再編推進事業本部 ☎ 457-2123

## 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 給付額 1世帯あたり3万円

	案内が届く世帯	案内が届かない世帯
条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>•2023(令和5)年6月1日に浜松市に住民票があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯</li> <li>•税金の修正、離婚、死別などで、世帯の全員が非課税になった場合は、給付金がもらえる可能性があります。コールセンターにお問い合わせください</li> </ul>	予期せず 2023(令和5)年1月から2023年9月までの収入が減って、住民税が非課税と同じくらいの収入となった世帯
金額	※住民税が課税されている人の扶養親族だけの世帯などは受給できません 1世帯あたり3万円	
手続き	6月末から7月にかけて対象と思われる世帯へ案内を送付しています。詳細は届いた案内を確認してください <b>【支給のお知らせが届いた世帯】</b> ◎基本的に手続きはありません ◎受取口座の変更や受給を辞退する場合は、支給のお知らせに記載された期限までにコールセンターに連絡してください <b>【確認書が届いた世帯】</b> 受給を希望する場合は、確認書および添付書類を提出してください	申請書および添付書類の提出が必要です。対象となる条件や申し込み方法などは、コールセンターにお問い合わせください
締切	2023(令和5)年10月2日(月)消印有効	
問合せ	浜松市価格高騰重点支援給付金コールセンター ☎0120-034-053(8:30~17:15 土・日曜日、祝日はお休み)	

[市HP](#)▶[非課税世帯給付金](#)